

## 港湾局「休日確保評価型試行工事」実施要領（改定）

### 1 実施方針

- ・「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）の趣旨を踏まえ、建設現場における休日確保の取り組みを推進する。
- ・休日を確保した休日確保評価型試行工事を試行する。

### 2 試行対象工事

港湾土木工事、空港土木工事及び積算基準（建設局）を適用した工事を対象（※1）とする。

（※1）：「別紙1 試行対象工事についての補足（1）」を参照

### 3 試行対象外工事

- ・以下いずれかに該当する工事は対象外とできる。
  - （1）工事内容及び施設の実情等により対応が困難な工事
  - （2）単価契約工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
  - （3）社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
    - 例① 災害復旧工事
    - 例② 供用時期が公表されている工事
  - （4）施工時間、施工期間や施工方法の制約が当初から予想される工事
    - 例① 通学時間帯の中断等、地域社会からの要望が予想される工事
    - 例② 希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事
    - 例③ 施工場所の制約条件により、施工時間、施工期間が限定される工事

### 4 休日確保評価型試行工事における休日の評価

- ・「休日」は、「土曜日」「日曜日」「祝日」「夏季休暇（土曜日、日曜日、祝日以外で特記仕様書に記載された期間内の5日間）」「年末年始休暇（12月29日から1月3日までの6日間）」とする。
- ・工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。
- ・「休日」は「現場閉所単位」を基本とする。
- ・休日確保評価型試行工事における「休日」の評価は、建設現場の「閉所」を確認することにより行う。

なお、工事特性により「現場閉所単位」が困難と判断される場合には、技術者等の「交代制（個人単位）」で確認することとし、適用する確認方法は、受発注者協議のうえ決定するものとする。

また、土木工事の場合、「現場閉所単位」から「交代制（個人単位）」に変更した場合、補正対象経費と補正係数が変わること（契約金額の変更）に注意すること。

（「6 積算方法 (2) 土木工事」を参照）

- ・現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- ・交代制（個人単位）の「休日」の評価は、一部の例外（下記①、②参照）を除き施工体制台帳に記載された建設会社等の技術者等全員とし、各技術者等の従事期間に対し対象者毎に休日取得状況を確認するものとする。

① 休日取得状況確認対象の例外について

「施工体制台帳に記載されない建設業法によらない業者等」

- ②工事従事期間が連続して1週間程度以内の技術者等については、確認の対象としない。
- ・降雨、猛暑、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- ・4週8休以上を達成できなかった場合であっても、工事成績の減点は行わない。
- ・また、閉所日において、技術者や作業員(建設業法上の下請負契約に該当しない者は除く)が、品質確保や安全確保に係る軽微な作業、地域行事、現場見学会等の開催により、やむを得ず少数の出勤者が生じた場合でも、当該出勤者の出勤日について、「4週8休以上」が確保されていれば、閉所(休日を確保)したものとみなす。

①4週8休

- ・「4週8休」とは、「起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間」又は「起算する月曜日から始まり4週目の日曜日までで終わる4週間」を1期間目とし、「5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間」又は「5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間」を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。
- ・「工事着手日以降最初の土曜日」又は「工事着手日以降最初の月曜日」から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日又は日曜日までを評価対象とする（別紙2-1、2-2を参照）。

②完全週休2日（土日）現場閉所

- ・「完全週休2日（土日）」とは、対象期間の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められた状態をいう。
- なお、港湾工事は対象外とする。

③完全週休2日 交代制

- ・「完全週休2日 交代制」とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者等の休日数が、その週に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。
- なお、港湾工事は対象外とする。
- ・「工事着手日以降最初の土曜日から、工事完了日直前の金曜日」又は「工事着手日以降最初の月曜日から、工事完了日直前の日曜日」までを評価対象とする（別紙3-1、3-2を参照）。

## 5 工期の変更

- ・ 工期の変更理由が以下の①～③に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。
  - ① 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
  - ② 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
  - ③ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

## 6 積算方法

### (1) 港湾工事の場合

- ・ 港湾工事積算体系を用いて積算した工事で、職種区分が港湾土木工事（C2）及び空港土木工事（C6）を対象とする。
- ・ 対象工事について、4週8休を前提に、労務単価（51職種（港湾5職種を含む））は補正係数(1.02)、共通仮設費率は補正係数（1.02）（※2）、現場管理費率は補正係数（1.03）（※3）を乗じて、当初設計から必要経費を計上する。  
なお、船団長、潜水世話役及び上廻り員についても補正対象とする。
- ・ 港湾工事市場単価を補正する場合は、参考資料1【令和7年度版】における市場単価を対象とする。
- ・ 港湾工事市場単価以外の市場単価や土木工事標準単価等を適用する場合、各単価に対応した補正係数を採用し、補正を行う。
- ・ 積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の共通仮設費、現場管理費率の補正は適用した積算基準の間接費率による。

（※2）空港土木工事の共通仮設費率は補正係数（1.01）

（※3）空港土木工事の現場管理費率は補正係数（1.02）

### (2) 土木工事の場合

- ・ 積算基準（建設局）を用いて積算した工事を対象とする。
- ・ 当初設計時に「完全週休2日（土日）現場閉所」の達成を前提に、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）を補正し、直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち労務費、土木工事標準単価等に対して週休2日の補正を適用した単価を当初設計から計上する。経費の補正については、建設局の実施要領に基づき行う。  
なお、試行対象工事、休日の評価については、港湾局の実施要領に基づくものとする。
- ・ 「土木工事標準単価」等については、積算基準（建設局）の記載による。
- ・ 建設局の実施要領は、東京都建設局ホームページから入手できます。  
(<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/appli/ukeoi/index.html>)  
（「別紙1 試行対象工事についての補足（2）」参照）

## 7 業務の流れ

### (1) 試行工事発注時

- ・ 発注者は、本要領2、3により試行工事を選定した上で、当初設計から港湾工事は「4週8

休」、土木工事は「完全週休2日（土日）現場閉所」を前提に経費の補正を行う。

- ・起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が試行工事である旨を記載する（別紙4参照）。

#### (2) 試行工事契約時

- ・受注者は、休日確保評価型試行工事である旨を施工計画書に明記する。
- ・休日評価対象の起算日については、受注者が着手時に設定するものとし、以降の変更は出来ないものとする。

#### (3) 試行工事施工時

①受注者は、別紙5を参考とし、広報板に「休日確保評価型試行工事」である旨を記載する。

②受注者は、工事着手後、別紙6を参考とし、現場閉所の計画が確認できる「現場閉所計画書」（以下「計画書」という。）を発注者へ報告する。（報告様式は受注者等提出書類処理基準・同実施細目（東京都港湾局）統一26様式（以下「統一26様式」という。）による。）

この計画書の提出は、月単位を原則とし、提出期限は、当初月は工事着手日以降最初の週までに、それ以降は翌月の作業開始前までとする。

また、当初月には、工事着手日を明示する。

③発注者は、計画書の報告を受け、現場閉所の計画を確認する。

④受注者は、現場閉所を行う時は、事前に週間工程表やメール等で監督員に報告する。発注者は、「計画書」及び週間工程表等をもとに、計画的に現場閉所されているかを確認する。ただし、休日及び夏季休暇期間の場合は「休日等の工事施工届」が提出されていなければ、現場閉所と判断する。

(参考) 提出書類と現場閉所日・作業日区分

	平日	休日及び夏季休暇期間
現場閉所日	提出書類なし	提出書類なし
作業日	提出書類なし	休日等の工事施工届

⑤交代制（個人単位）の確認方法については、下記のとおりとする。

- ・受注者は、4週8休の1期間が完了する毎に速やかに当該工事の技術者等全員の休日取得状況を記した一覧（以下、「一覧」という。）を監督職員に提出する。（別紙7参照）

なお、「完全週休2日 交代制」については、建設局実施要領の別添4の様式を提出すること。

- ・「休日」の確認にあたっては、各技術者等が当該工事に従事する期間を予め明らかにし、当該工事に従事する期間を対象に休日の取得状況を監督員が確認をする。なお、従事する期間が変更となった際は、一覧の提出時に従事期間を修正のうえ提出する。

#### (4) 試行工事完了後

- ・受注者は、工事完了日確定後速やかに、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」を作成し、発注者へ報告する（報告様式は「統一26様式」）。
- ・交代制（個人単位）の場合、「休日」の評価は、1期間の中で最も休日取得できなかった

技術者等の結果を採用するものとし、最終的な評価は全工期を通じて最も休日取得できなかった期間の結果を採用する。

(例、A技術者「4週8休」、B技術者「4週8休未満」⇒判定：「4週8休未満」)

#### (5) 設計変更

##### ①港湾工事

- ・4週8休の達成が確認出来なかった場合は、当初設計時の補正分を減額変更する。

##### ②土木工事

- ・「完全週休2日(土日)現場閉所」の達成が確認出来なかった場合は、「4週8休」の補正係数に変更する。その際、「4週8休」の達成が確認出来なかった場合は、補正係数を除して減額変更する。

なお、「4週8休」の補正係数は、建設局の実施要領に記載の「月単位の週休2日」の補正係数(現場閉所)を採用する。

- ・「完全週休2日(土日)現場閉所」から「完全週休2日交代制」に変更した場合は、「完全週休2日交代制」の補正係数に変更する。「完全週休2日交代制」の達成が確認出来なかった場合は、「4週8休」の補正係数に変更する。

その際、「4週8休」の達成が確認出来なかった場合は、補正係数を除して減額変更する。

なお、「4週8休」の補正係数は、建設局の実施要領に記載の「月単位の週休2日」の補正係数(交代制)を採用する。

#### 8 留意事項

- (1) 発注者は、受注者より提出された「計画書」をもとに、取組みを確認する。
- (2) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (3) 発注者における現場閉所単位の休日又は交代制(個人単位)の休日確認については、各試行工事単位で行うものとする。
- (4) 土木工事の場合、「現場閉所」と「交代制」では、補正対象経費と補正係数が異なる。このため、休日の単位を「現場閉所」から「交代制」に変更する場合は、設計変更が伴うことに注意すること。
- (5) 対象期間の工事着手日及び工事完了日について
  - ・工事着手日とは、工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日(現場事務所の設置、資機材の搬入等)
  - ・工事完了日とは、工事施工範囲内で全ての作業が完了した日(片付け含む)

#### 9 適用

- ・この要領は、令和7年10月1日以後に起工し、公告等を行う案件に適用する。

別紙1：試行対象工事についての補足

1 試行対象工事について

港湾局「休日確保評価型試行工事」実施要領（以下、港湾局・実施要領）は、国土交通省港湾局の「休日を確保した工事の労務費等の補正について」（以下、国・港湾局資料）に準拠して定めており、試行対象工事については、下記を参考にされたい。

(1) 国・港湾局資料が定めのある積算基準を適用した工事について

国・港湾局資料では、下表の基準を適用した工事が試行対象工事となる。

国土交通省港湾局「「休日確保評価型」試行工事における労務単価等の補正(令和7年度版)」から抜粋

【適用積算基準別 経費補正一覧】

適用積算基準	経費補正係数	労務単価 1.02	共通仮設費率 現場管理費率
港湾土木請負工事積算基準		○	○ 共通仮設費率1.02 現場管理費率1.03
土木工事積算基準		○	○ 共通仮設費率1.01 現場管理費率1.02
空港請負工事積算基準		○	○ 共通仮設費率1.01 現場管理費率1.02

上表より、東京都港湾局が発注する工事では、試行対象工事は下表のとおりとし、経費の補正は港湾局・実施要領「6 積算方法」に記載のとおりとする。

国土交通省基準	東京都基準	試行対象工事について
港湾土木請負工事積算基準	港湾工事積算基準（1） （2）（3）	・試行対象工事とする。 ・ただし、港湾局・実施要領「3 試行対象外工事」に該当するものを除く。
土木工事積算基準	積算基準（建設局）	・試行対象工事とする。 ・建設局「週休2日制確保工事」実施要領と同じく、すべての土木工事及び土木設備工事を対象とする。 ・ただし、実施要領「3 試行対象外工事」に該当するものを除く。
空港請負工事積算基準	-----	・試行対象工事とする。 ・ただし、実施要領「3 試行対象外工事」に該当するものを除く。

## 2 補正対象経費と補正係数について

### (1) 港湾工事の場合

国・港湾局資料より、補正対象経費と補正係数は、「現場閉所単位」、「交代制（個人単位）」で区分がされていないため、港湾局・実施要領においても補正対象経費と補正係数は同一としている。また、4週8休を「月単位」と「通期」に区分していないため、港湾局・実施要領においても区分しない。

### (2) 土木工事の場合

「完全週休2日（土日）現場閉所」、「完全週休2日 交代制」及び「4週8休（月単位の週休2日）現場閉所及び交代制）」の補正対象経費と補正係数は、建設局「積算基準 共通編 I」の記載による。

## 4週8休の確認方法(土曜日起算)

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとし、4週間単位で確認
- ② 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間(4週間)内に祝休日が1日ある場合は、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝休日も評価対象)。
- ④ 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない(例えば、月曜日が工事着手日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は評価対象としない)。
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない(例えば、15週目の火曜日が工事完了日の場合は、12週目の金曜日までを評価対象とし、13週目の土曜日から15週目の火曜日までの18日間は評価対象としない)。

土	日	月	火	水	木	金
①		工事着手日				
1週間目						
2週間目						
3週間目						
4週間目					2週目土曜日の閉所	
5週間目						4週目土曜日の閉所
6週間目			5週目土曜日の閉所			
7週間目			6週目土曜日の閉所			
8週間目		6週目日曜日の閉所				
...		休日	祝日の閉所			
12週間目						
13週間目	⑤					
14週間目	⑤					
15週間目	⑤					

■ 作業日    ■ 閉所日

② 1期間目  
 ③ 2期間目  
 ⑤ 3期間目

④ 評価対象外  
 ⑤ 評価対象外  
 ⑤ 評価対象外

工事完了日

## 4週8休の確認方法(月曜日起算)

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の月曜日からとし、4週間を1期間とする(4週間単位で確認)
- ② 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合では、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1期間(4週間)内に祝休日が1日ある場合では、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝休日も評価対象)。
- ④ 工事着手日が火曜日から金曜日から金曜日のいずれの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない(例えば、水曜日が工事着手日の場合では、その週の水曜日から日曜日までの5日間は評価しない)
- ⑤ 工事完了日直前の1期間の末日となる日曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない(例えば、15週目の木曜日が工事完了日の場合は、12週目の日曜日までを評価対象とし、13週目の月曜日から15週目の木曜日までの18日間は評価対象としない)。

月	火	水	木	金	土	日
① 起算日		工事着手日		④ 評価対象外		
1週間目						
2週間目						
3週間目			2週目土曜日の閉所			
4週間目	3週目土曜日の閉所	3週目日曜日の閉所				
5週間目						
6週間目				5週目日曜日の閉所		
7週間目	6週目土曜日の閉所					
8週間目	7週目土曜日の閉所	休日	8週目の閉所			
...						
12週間目						
13週間目	⑤ 評価対象外					
14週間目	⑤ 評価対象外					
15週間目	⑤ 評価対象外		工事完了日			

■ 作業日    ■ 閉所日

① 1期間目    ② 1期間目    ③ 2期間目    ④ 3期間目

### 「完全週休2日 交代制」の確認方法【土曜日起算】

- ①起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとする。
- ②土曜日、日曜日以外の休日がない週（月曜日から金曜日）では、その週に2日間の閉所日があることを確認する。
- ③祝日が1日ある週は、その週に3日間の閉所日があることを確認する（祝日も対象）。
- ④工事着手日が月曜日から金曜日か土曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は対象としない。  
（例えば、月曜日工事着手日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は対象としない）
- ⑤工事完了日が木曜日以前となる週は、対象としない。  
（例えば、木曜日が工事完了日の場合は、その週の土曜日から木曜日までの6日間は対象としない）



### 「完全週休2日 交代制」の確認方法【月曜日起算】

- ①起算日は、工事着手日以降の最初の月曜日からとする。
- ②土曜日、日曜日以外の休日がない週（月曜日から金曜日）では、その週に2日間の閉所日があることを確認する。
- ③祝日が1日ある週は、その週に3日間の閉所日があることを確認する（祝日も対象）。
- ④工事着手日が火曜日から金曜日か土曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は対象としない。  
（月曜日工事着手日の場合、その週の月曜日から日曜日までの7日間は対象）
- ⑤工事完了日が木曜日以前となる週は、対象としない。  
（例えば、木曜日が工事完了日の場合は、その週の土曜日から木曜日までの6日間は対象としない）



## 別紙4 特記仕様書記載例

### 1 起工書への記載

起工書の「その他」に「休日確保評価型試行工事」であることを記載する。

### 2 案件公表時の記載

発注予定表において、「発注予定備考」欄等に以下のように記載する。本工事は、「休日確保評価型試行工事」である。

### 3 特記仕様書記載例

(1)本工事は、「休日確保評価型試行工事」の対象案件である。

(2)試行にあたっては、『港湾局「休日確保評価型試行工事」実施要領』(以下「要領」という。)に基づき行う。要領は、東京都港湾局ホームページから入手できる。

(<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/business/keiyaku/>)

#### ※港湾・空港工事の場合

(3)本工事は、「4週8休」の達成を前提として経費を補正している。工事完了日確定時に「4週8休」の達成が確認できなかった場合は、経費補正分について設計変更を行う。

#### ※土木工事の場合

(3)本工事は、「完全週休2日(土日)」の達成を前提として経費を補正している。工事完了日確定時に「4週8休」の達成が確認できなかった場合は、経費補正分について設計変更を行う。

広報板記載例

〇〇〇〇 工事のお知らせ  
休日確保評価型試行工事<sup>※1</sup>

この工事は、〇〇〇〇工事で、令和〇〇年〇月頃下図のよう  
に完成する予定です。

皆様には、ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解とご協力をお願いいたし  
ます。

絵・図

工事件名 令和〇年度〇〇護岸補修工事  
工事区間 〇〇区〇〇町一丁目から  
〇〇区〇〇町二丁目  
工事概要 延長 〇〇m  
計画高 A.P.+3.00m

お気づきの点は、下記へご連絡ください。

東京都〇〇事務所 〇〇課  
電話 03(0000)0000

〇〇建設株式会社  
電話 03(0000)0000

(二次元コード)

事業 P R 記載

東京都港湾局

本工事は、建設現場の「週休2日制」確保に向けて試行する  
「休日確保評価型試行工事」です。<sup>※2</sup>

(注)

- ※1は、すべての広報板に記載。
- ※2は、広報板A型、B型に記載。(B´型、C型でも可能な場合は記載。)
- フォント、文字の大きさ等は変更してよい。

例)【現場閉所計画書】令和〇〇年度 〇〇工事 (工期 令和〇〇年〇月〇日 ~ 令和〇〇年〇月〇日)

令和〇年4月	日付		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	曜日	期間種別	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
			作業・閉所種別				作	作	作	休	休	工	工	工	工	工	休	工	工	工	工	工	工	休	休	工	工	工	工	工	休	休
工程	種別	場所																														
準備工			事務所設置																													
床細工	バックホウ 浚渫	護岸前面	[作業日付]																													
被覆工	Pcaパネル、鉄 筋工、Co工	"	[作業日付]																													
上部工	型枠工 Co工	"	[作業日付]																													
付属工	係船柱 防舷材	"	[作業日付]																													
交通規制		場内出入口	[作業日付]																													
備考			<p style="text-align: center;">工事着手日</p> <p style="text-align: right;">※注 当初月は工事着手日を明記する。</p>																													
			<p>【凡例：期間種別】                      工：計画対象期間                      一：一部一時中止                      中：全部中止期間                      製：工場製作期間                      年：年末年始休業期間                      夏：夏季休業期間                      他：その他対象外期間</p> <p>【凡例：作業・閉所種別】                      作：作業日                      休：現場閉所日(休日)                      天：天候等による予定外休日</p>																													





休日取得状況確認表 (月曜日起算のケース) 【個人単位の様式例】

受注者 ●●建設(株)  
現場代理人 □□□□□□

工期：令和4年3月10日～6月30日 (※工事着手日が4月1日のケース)  
●●建設(株)地区岸壁 (-14m) 築造工事

会社名	属性	氏名	作業従事期間 入場日～退場日	1期間目																															休日 取得 日数	判定
				4月																																
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
●●建設(株)	元請	○○○○	4月3日～6月30日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	8	週休2日			
〃	元請	○○○○	4月3日～6月30日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	8	週休2日			
〃	元請	○○○○	4月3日～6月30日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	8	週休2日			
(株)■■工業	一次	○○○○	4月3日～6月30日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	6	週休2日			
〃	一次	○○○○	4月11日～6月17日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	6	週休2日			
〃	・	・	～	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	6	週休2日			
〃	・	・	～	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	6	週休2日			
▲▲鉄筋	二次	○○○○	5月16日～6月3日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	-	-			
〃	・	・	～	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	-	-			
				例 ○：休日取得 月/日：休日作業 (代休取得) 代：代休日 x：休日作業 (代休なし)																															期間別判定 週休2日	

工事着手日 (4月1日) 以降の最初の月曜日から評価開始  
工事着手日以後に現場入場をする作業員は入場した日から評価を開始する。

休日作業を実施し、代休取得していればその日付を記載  
代休取得をしていない場合は、“x”と記入

会社名	属性	氏名	作業従事期間 入場日～退場日	2期間目																															休日 取得 日数	判定
				5月																																
				2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29					
●●建設(株)	元請	○○○○	4月1日～6月30日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	11	週休2日			
〃	元請	○○○○	4月1日～6月30日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	11	週休2日			
〃	元請	○○○○	4月1日～6月30日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	11	週休2日			
(株)■■工業	一次	○○○○	4月1日～6月17日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	11	週休2日			
〃	一次	○○○○	4月11日～6月17日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	11	週休2日			
〃	・	・	～	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	11	週休2日			
〃	・	・	～	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	11	週休2日			
▲▲鉄筋	二次	○○○○	5月16日～6月3日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	4	週休2日			
〃	・	・	～	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	4	週休2日			
				例 ○：休日取得 月/日：休日作業 (代休取得) 代：代休日 x：休日作業 (代休なし)																															期間別判定 週休2日	

代休日は“代”と記載。



# 「休日確保評価型」試行工事における市場単価工種の補正

“港湾工事市場単価を適用する工事の補正について”

○港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘以算出  
補正後市場単価＝標準市場単価(施工規模等補正後)×補正係数

	市場単価 補正係数
1 底面工	1.01
2 マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00
3 支保工	1.02
4 足場工	1.01
5 鉄筋工	1.02
6 吊鉄筋工	1.02
7 型枠工	1.02
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.02
9 コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.02
10 止水板工	1.02
11 上蓋工	1.02
12 伸縮目地工	1.01
13 係船柱取付	1.02
14 防舷材取付	1.02
15 車止・縁金物取付	1.02
16 係船柱撤去	1.02
17 防舷材撤去	1.02

	市場単価 補正係数
17 車止撤去	1.02
18 電気防食取付	1.02
19 防砂目地板取付工(陸上施工)	1.02
20 防砂目地板取付工(水中施工)	1.02
21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.02
22 港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.01
23 ペトロラタム被覆	1.02
24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.02
25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.02
26 かき落とし工	1.02
27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01
28 汚濁防止枠設置・撤去	1.01
29 灯浮標設置・撤去	1.01
30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.00
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.02
異形ブロック製作 型枠工	1.02
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.02
異形ブロック製作 給熱養生	1.01